

新居浜市談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認及び通報

- (1) 市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務(以下「市工事」という。)の競争入札の談合に関する情報を入手した場合(新聞等の報道により当該情報を把握した場合を含む。以下同じ。)には、当該情報の提供者の氏名及び連絡先等を確認の上、直ちに新居浜市公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)の事務を処理する契約担当課(以下「事務局」という。)に電話等により通報するとともに、談合情報報告書(様式第1号)に情報を書面により入手した場合にあっては当該書面の写しを添えて、事務局に提出するものとする。なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も報道に基づき報告書をまとめるものとする。
- (2) 報道機関から市工事の競争入札の談合に関する情報を入手した場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう当該報道機関に要請するものとする。

2 委員会の審議

- (1) 事務局は、市工事の競争入札の談合に関する情報を入手した場合には、速やかに委員会の委員長(以下「委員長」という。)に報告するものとする。
- (2) 委員長は、(1)により事務局から報告を受けたときは、委員会を招集するものとする。
- (3) 委員会は、通報を受けた市工事の競争入札の談合に関する情報の信ぴょう性及び当該情報について第2の具体的な対応をするかどうかを審議する。

この場合において、当該情報が次のいずれかに該当する場合には、当該情報について第2の具体的な対応をするものとする。

ア 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、かつ、具体的な対象工事名及び落札予定業者名を含む内容であるとき。

イ 情報提供者が匿名の場合であっても、具体的な対象工事名及び落札予定業者名を含む内容であり、かつ、次のいずれかの事項を含む内容であるとき。

- (ア) 設計金額に極めて近い落札予定金額
- (イ) 談合に関与した具体的な業者名
- (ウ) 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法
- (エ) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

3 公正取引委員会及び愛媛県新居浜警察署への通報

2の(3)により委員会において第2の具体的な対応をすることとした市工事の競争入札の統合に関する情報(以下「談合情報」という。)については、公正取引委員会及び愛媛県

新居浜警察署に通報するものとする。

4 報道機関に対する対応

- (1) 市工事の競争入札の談合に関する情報を入手した場合において、報道機関から市の対応について説明を求められたときは、事務局がこれに対応するものとする。ただし、委員長が指名する者に対応させることを妨げない。
- (2) (1)に規定する場合において、当該情報を公正取引委員会へ通報しているときにはあつては、その旨を明らかにするものとする。

第2 具体的な対応

談合情報については、次のとおり対応するものとする。

1 競争入札執行前に談合情報を入手した場合

(1) 公正取引委員会及び愛媛県新居浜警察署への通報

委員長は、第1の2の(3)により委員会において市工事の競争入札の談合に関する情報について具体的な対応をすることとしたときは、当該委員会の終了後速やかに、談合情報通報書(様式第2号)に談合情報報告書の写しを添えて公正取引委員会四国支所長及び愛媛県新居浜警察署長に通報するものとする。

(2) 事情聴取

ア 談合情報を入手した市工事の競争入札に参加しようとする者全員に対して、速やかに事情聴取を行うものとする。ただし、当該競争入札が一般競争入札である場合にあっては、当該入札に参加するために入札日に入札会場に参集した者全員を対象とするものとする。

イ 事情聴取は、入札実施前に行うものとする。入札実施前に行うことが困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げるものとする。

ウ 事情聴取を行ったときは、事情聴取書(様式第3号)を作成するものとする。

(3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、新居浜市契約規則(昭和39年9月10日規則第32号)第5条の規定により、当該入札の執行を中止するものとする。

(4) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該入札の出席確認の際に、当該入札に参加しようとする者全員から誓約書(様式第4号)及び工事費内訳書を提出させるとともに、入札執行後に明らかに談合の事実があったと認められたときには入札を無効とする旨の注意を促した後に当該入札を行うものとする。

イ 当該入札の執行に際しては、落札決定を保留した上で、積算担当者(当該工事の積算内容を把握している職員をいう。以下同じ。)が、アにより提出された工事費内訳書に談合の形跡がないか入念に審査し、不明な点があるときは、積算担当者を含む複数の職員が、当該工事費内訳書の作成責任者から事情聴取をするものとする。

なお、工事費内訳書は、審査終了後、提出者に返却するものとする。

ウ イにより工事費内訳書を審査した結果、明らかに談合の事実があったと認められ

る場合には、契約規則第14条の規定により、当該入札を無効とするものとする。

(5) 委員会に対する報告及び委員会の審議

談合情報に関し事情聴取、誓約書の受理及び工事費内訳書の審査を行ったときは、その都度、その結果を委員会に報告するものとし、委員会は、この報告に基づき、その都度、当該談合情報に係る談合の事実があったと認められるか否かを審議するものとする。

(6) 特例措置

委員会は、上記にかかわらず、情報提供者又は情報提供者以外の第三者から信ぴょう性が高いと判断される情報を入手した場合、あるいは入札執行状況、工事費内訳書に不審な点がある場合等、明らかに談合の事実があったと認められるまでには至らないが、入札を継続することが適当でないと認められる場合は、入札を中止又は無効とすることができるものとする。

(7) 公正取引委員会及び愛媛県新居浜警察署への対応状況の通報

委員長は、談合情報についての対応が終了したときは、速やかに談合情報通報書に次に掲げる書類を添えて公正取引委員会四国支所長及び愛媛県新居浜警察署長に通報するものとする。

- ア 談合情報報告書の写し
- イ 事情聴取書の写し
- ウ 誓約書の写し
- エ 入札執行表の写し

2 競争入札執行後に談合情報を入手した場合

(1) 契約締結以前の場合

ア 公正取引委員会及び愛媛県新居浜警察署への通報

第2の1の(1)と同様とする。

イ 事情聴取

談合情報を入手した市工事の競争入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとする。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、契約規則第14条の規定により、当該入札を無効とするものとする。

エ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該入札に参加した者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。

(2) 契約締結後の場合

ア 公正取引委員会及び愛媛県新居浜警察署への通報

第2の1の(1)と同様とする。

イ 工事の一時中断

談合情報を入手した市工事が着工されている場合には、当該工事を一時中断させるものとする。

ウ 事情聴取

談合情報を入手した市工事の競争入札に参加した者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとする。

エ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、当該工事の進ちよく状況等を考慮して、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

オ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該工事を続行させるものとする。

(3)委員会に対する報告及び委員会の審議

談合情報に関し事情聴取及び誓約書の受理を行ったときは、その都度、その結果を委員会に報告するものとし、委員会は、この報告に基づき、その都度、当該談合情報に係る談合の事実があったと認められるか否かを審議するものとする。

(4)公正取引委員会及び愛媛県新居浜警察署への対応状況の通報

第2の1の(7)と同様とする。

第3 個別手続きの手順等

1 事情聴取の方法

第2の1の(2)、2の(1)のイ及び2の(2)のウの事情聴取の方法は、次のとおりとする。

(1)事情聴取は、指名した複数の職員により行わせるものとする。

(2)事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ事情聴取項目を示した上、面談室において1社ずつ個別に行うものとする。

事情聴取項目は、おおむね次のとおりとする。

ア 市工事の競争入札に先立ち、落札業者が決定している事実があるか否か。

イ 本件工事について、他の業者の者と何らかの打合せ又は話合いをしたことがあるか否か。

ウ 他の業者の者と何らかの打合せ又は話合いをしたことがある場合は、その内容。

2 誓約書の提出等

(1)第2の1の(4)のア及び2の(1)のエに規定する誓約書を提出させる場合には、当該誓約書の写しを公正取引委員会及び愛媛県新居浜警察署に送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、当該対象者から自主的に提出させるものとする。

(2)第2の1の(4)のアに規定する入札を無効とする旨の注意を促す場合には、別記注意事項を読み上げるものとする。

3 その他

このマニュアルに定めるもののほか、談合情報の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このマニュアルは、平成7年5月17日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成13年5月28日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成13年9月13日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成19年9月1日から施行する。

別記(第3関係)

注 意 事 項

- 1 本件入札について談合があったとの通報がありました。新居浜市建設工事入札者心得を遵守し、厳正に入札してください。
- 2 入札執行後明らかに談合の事実があったと認められた場合には、新居浜市契約規則第14条の規定により本件入札は、無効とします。
- 3 情報提供者又は情報提供者以外の第三者から信ぴょう性が高いと判断される情報を入手した場合、あるいは入札執行状況、工事費内訳書に不審な点がある場合等、明らかに談合の事実があったと認められるまでには至らないが、入札を継続することが適当でないと認められる場合は、本件入札を無効とすることがあります。

第 号
年 月 日

公正取引委員会近畿中国四国事務所
四国支所長 殿

新居浜市公正入札調査委員会
委員長

談合情報について

新居浜市所管の 工事の
競争入札に係る談合情報に関連する次の資料を、別添のとおり送付します。

記

- 1 談合情報報告書の写し
- 2 事情聴取書の写し
- 3 誓約書の写し
- 4 入札執行表の写し

注 記のうち不要なものは削除して、記載すること。

第 号
年 月 日

愛媛県新居浜警察署長 殿

新居浜市公正入札調査委員会
委員長

談合情報について

新居浜市所管の 工事の
競争入札に係る談合情報に関連する次の資料を、別添のとおり送付します。

記

- 1 談合情報報告書の写し
- 2 事情聴取書の写し
- 3 誓約書の写し
- 4 入札執行表の写し

注 記のうち不要なものは削除して、記載すること。

事情聴取書

工事名

(1)業者名

(2)被聴取者

(3)聴取者

(4)日時

(5)場所

質問事項	聴取内容

誓 約 書

年 月 日

(契約担当者)

殿

商号又は名称

代表者名

担当者名

印

今般の 工事の
競争入札に関し、次に掲げる事項に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後ともこれらを遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び愛媛県新居浜警察署に送付されても、異議はありません。

- 1 刑法(明治40年法律第45号)に抵触することなく、かつ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令を遵守し、公正及び公平を害するような行為は、厳に慎むこと。